

2015年4月24日発行



会員便り 第56号

公益社団法人 広島県社会福祉士会 広報委員会 編集

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内 TEL: 082-254-3019 FAX: 082-254-3018

ホームページ <http://hacsw.jp/> [広島県社会福祉士会](#)で検索

2015年4月スタート

解説 ▶ 生活困窮者自立支援法と介護保険制度の改正について

社会福祉士が知っておくべき法制度の動向について、岡崎相談役に解説いただきました

広島県社会福祉士会相談役 広島国際大学 岡崎仁史

日本社会に広がる貧困の認識。二つ目の恒久的貧困対策法の施行 2015年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、従来からの貧困対策である生活福祉資金貸付（要綱）、生活保護制度に加えて、二つ目の恒久的貧困対策法ができた。制度による事業は、同封の「広島市くらしサポートセンター利用のご案内」にあるとおり、各民間団体が1990年代以降開発した夜回り・相談支援、衣食・入浴・健康・居住・就労支援などの支援活動が恒久法に組み込まれた。考え方は、「社会的排除」概念を踏まえており、単なる生存および標準的生活のための資源の欠如による「経済困窮」にとどまらず、更に個人の公私に渡る「社会的孤立・コミュニティの欠如」の認識（例：家族がいても家族関係が無い、公私の相談する社会関係がない）があり、この制度は、単なる経済困窮者の支援ではなく、相談支援や衣食住などの生活必需（ニーズ）の充足などを通して福祉コミュニティ

形成までをいくことにある。

OECDのデータでは、日本の相対的貧困率は16.1%（2012年）、世界第2位の最低部類にあり、既に「中流社会」ではなく貧困者層が増加した格差社会である（「平成25年国民生活基礎調査」）。また、路上から見ると、まだ残る高齢・障害・刑余者等の路上生活者、家庭内暴力・虐待で路上に出てくる女性、脱路上しても孤立して生活支援の必要な人、web喫茶から働きに出る人、住居には居るが家族総働きしても生活費に事欠き路上寸前などのワーキングプア、住居と家族は居るが社会的孤立の引きこもり者（全国61.7万人）、小～高校までの不登校の児童生徒（全国約20.3万人）など生活困窮者・社会的孤立者がいる。本会は、今までのシェルター実績を踏まえて広島市より一時住居支援事業（2名）の受託予定である。

解説 「生活困窮者自立支援法」生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。平成27年4月に施行。

「広島市くらしサポートセンター」法施行に先立って、事業の実施方法や必要な体制などの検討を行うため、モデル事業により「広島市くらしサポートセンター」が平成26年9月に開設された。広島市より社会福祉法人広島市社会福祉協議会が受託。

4月号

解説 生活困窮者自立支援法の施行、介護保険制度の改正について / 活動報告 権利擁護センター
ぱあとなあひろしまより / 講演会報告 広島県地域生活定着支援センターから ホームレス支援委
員会から寄付のお願い / 海の日のお知らせ 会員紹介リレー / お勧め映画 お勧めすぽっと /
2015年総会開催について / 研修イベント情報

介護保険制度改正 本制度改正は、消費税引き上げの先送り（収入予算の減）の最中に、ヨーロッパ型の社会保障体制を壊して営利と個人責任の新自由主義を随所に導入していると疑ってしまう。

2006年の小泉内閣（安倍、竹中さんも内閣の一員）の時代の社会保障削減と同様に、2015年度の介護報酬、障害者サービス報酬は-2.27%引き下げとなった。他方、介護人材確保の措置はあるが、事業所の総収入が減少する中で給与改善が進むとは到底思えない。財政問題は、一般会計と特別会計を総合的に見る必要があるが、国の2013年度一般会計92兆円中、支出が社会保障関係費29兆円（31%、2015年36兆円）、国債22兆円（24%）であり修正の必要はあるが、もっとも

警戒すべきは最低生活費の給付だけを考える社会福祉・社会保障体制を壊す「ベーシック・インカム」の考え方である。

介護保険制度設計当初から議論のあった軽度の要支援者を対象外とし、市町村地域支援事業に移したことであり、福祉介護人材を介護福祉士等の一定の質を保つ専門職によるサービスでなくて良いという考え方である。危惧することは、介護・生活支援は、家族の代替なので素人で良いという考え方であり、更に外国人介護従事者まで広げているので、更に福祉士制度が基盤から崩される。

その他、認知症対策、医療・介護連携、日常生活圏域の地域包括ケア体制があるが、以降についての説明は省略する。

介護保険制度の改正案の主な内容について

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、**介護、医療、生活支援、介護予防を充実。**

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

* 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
* 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

* 段階的に移行（～29年度）
* 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
* 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）

* 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

○ このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
* 保険料見直し：現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
* 軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
* 軽減対象：市町村民税非課税世帯（65歳以上の約3割）

重点化・効率化

①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

・2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円（年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上）。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
・医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

・預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
・世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
・給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案 *不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

『介護保険制度の改正について（地域包括ケアシステムの構築関連）平成26年7月 厚生労働省老健局総務課より』

名簿登録者会議報告

成年後見活動へますますの期待！！

権利擁護センター ぱあとなあひろしまより

2月15日「2014年度第2回名簿登録者会議」が開催され、2014年度成年後見人養成研修受講修了者を含む130名を超える参加がありました。会議の前半では「精神疾患の特徴と付き合い方について」と題して講義がありました。講師である己斐ヶ丘病院の河村隆史さん(社会福祉士・精神保健福祉士)から、法整備の経過説明や自身の職業観にも触れながら“自分だったらどのように対応してほしいのか？”という視点を持ち、疾患により対応を変えながらも、まずは話を聴くことが大切であるということをお話していただきました。

また後半では、ぱあとなあひろしまの活動報告並びに事前に案内していた「ぱあとなあひろしま運営規程及び名簿登録規程改正案」についてのグループ討議を行いました。

主な論点としては、①運営委員会の委員数増員、②名簿登録審査で更新が保留となった者の更新要件、③審査のための「別に定める要件」について等であり、参加者および欠席者から事前に寄せられた意見をもとに、現在改正の最終案をまとめている段階です。理事会での決議を受け改定する予定です。

権利擁護センターぱあとなあひろしまでは、毎月1回の運営委員会において、会員の皆さんの活動を支援するために様々なことを協議しています。毎年2月に提出していただく活動報告書から把握した状況への対応や、名簿登録者への情報提供の内容や発信方法について、仕組みづくりや支援方法について、小委員会を設けて細やかな協議を進めています。

現在、初めて受任される場合は、受任直後から1年後の家裁への事務報告までの相談先としてフォロー担当者を調整しており、受任者調整と併せて運営委員複数名から構成する合議体により決定しています。成年被後見人等の入院先や居住地によって、他の支部で受任者を調整した方がいい場合など、状況に応じて合議体間での情報共有も行っています。家庭裁判所からの推薦依頼件数

は毎年100件を超え、2014年12月末時点で500件を超える総受任件数となっています。

社会福祉士会の会員が受任する場合には、会が主催する成年後見人養成研修(広島県では5日間及びフォローアップ研修1日の計6日間)を受講し修了することを名簿登録の要件としています。中国4県(岡山県を除く)での養成研修は広島市で開催され、運営委員を中心に運営しています。広島県では、2014年度新たに22名が修了し、4月の名簿登録後すぐに受任し成年後見活動に取り組む会員もいます。それほどに要請が多い状況が続いています。

ところで、この養成研修の受講要件は基礎研修Ⅰ修了者となっていますが、日本社会福祉士会から『2017年度以降の成年後見人養成研修受講要件は、基礎研修Ⅲ修了者とする。』と通知がありました(平成27年1月14日付)。今後受講要件が変更される可能性もありますが、成年後見人養成研修の受講を検討されている方は、まず2015年度に基礎研修Ⅰを修了し、2016年度に養成研修を受講されることをお勧めします。皆様のお申込みをお待ちしています。

本人の権利を護るために、本人に代わって判断して必要な手続きを行うのが成年後見活動です。案件それぞれの状況があり、関わり方も違います。判断や活動に迷うことがあれば、同じ活動をしている仲間がいます。皆さんが活動しやすいように、様々なサポートをしていきたいと考えています。今後ともご協力をお願いいたします。

(運営委員 平岡和子)



東支部勉強会の様子

講演会報告 広島県地域生活定着支援センター「やりなおせる社会へ」

3月14日（土）広島県立美術館講堂にて矯正施設を出所した高齢者及び障害者への支援をテーマに「やりなおせる社会へ 広島県地域生活定着支援センター講演会」を開催しました。

講演会では奈良少年刑務所で少年に対して詩を用いた社会性涵養プログラムを行っている寮美千子さんより今まで関わった少年の事例を基に少年への関わり方や犯罪の引き金になった要因や背景について分かり易くご講演頂きました。（写真右）



また、広島刑務所の松田辰夫さんより広島刑務所で取り組まれている社会復帰支援指導についてご講演頂きました。現在、高齢者や障害者の収容率や再犯率が高い実情やその背景、「自らやりなおそうとする意思」を持たせることを目標に指導しており、関わり方次第では少しずつ前向きな姿勢を持つことができることを教えて頂きました。（写真左）



初めて刑務所内での取り組みを聞いた方も多く、参加された方々熱心に耳を傾けられ、講演の後には活発な意見交換がかわされました。

罪を犯した方への理解と、そういった方々が社会へ戻るためにどんな支援や関わり方が必要か知って頂くことができたと同時にそれぞれの立場で自分に何ができるか考えるきっかけになったように感じます。

地域生活支援センターは矯正施設に入所した方の地域生活の定着へ向けて支援していますが、そのためには地域にある関係機関や多職種の方々とのネットワークの構築が課題の一つと言えます。今後も社会福祉士会の皆様のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



◆ホームレス支援委員会から、寄付のお願い◆

社会福祉士会では、2002年10月からホームレスの方々の支援として、夜廻り、入浴サービスなどを提供しています。

○広島では野宿をされている方々に、「昼食&相談会」をしています。

○散髪や足湯、食事ではっきりとして頂いたところで、健康に関する事や野宿生活を抜け出したい方のために相談を受けています。

使っていないものがありましたらご寄付の協力をお願いいたします。

◎生活用品

タオル、衣類(夏用、長袖・半袖シャツ、Tシャツ、洗濯済みのズボン)、新品下着(トランクス型)、靴下、ベルト、運動靴、スポーツバッグ、中古自転車

◎食料

お米、缶詰、即席カップ麺、レトルト食品、日持ちする野菜(かぼちゃ、ジャガイモ、たまねぎ、だいこん、にんじん)、季節の野菜など(きゅうり、茄子のお漬物を作ります)。

7月20日「海の日」

ソーシャルワーカーデー2015 開催のお知らせ

ソーシャルワーカーデーは社会福祉士や精神保健福祉士などのソーシャルワーカーの活動を推進・普及する活動です。ソーシャルワーカーを広くPRするイベントとして6回目の開催となる今年は「エキチカ」に繰り出します。様々な分野で活動をしているソーシャルワーカーをぜひ身近に感じて頂きたいと思ひます。お誘い合わせのうえぜひご参加ください。詳細はおってお知らせします！

会場 広島駅南口地下広場（通称エキチカ）

主催：本会、広島県精神保健福祉士協会、広島県医療ソーシャルワーカー協会



会員紹介レー

西支部 棚多 里美 ~ 今こそ男女ともに自己実現できる社会を ~

公益財団法人 広島県男女共同参画財団 常務理事(兼)事務局長

(社会福祉士、保育士、教員、ワークライフバランス認定コンサルタント)

◆前職の県庁でのお仕事について教えてください。

児童相談 CW、NPO 支援、女性労働者対策、そして児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン、子育て応援イクちゃんサービスや湯崎知事のイクメンなど、“みんなで子育て応援”を仕掛けました。その後、地域ケア部長として地域包括ケアの推進や基盤整備、最後は働く女性・子育て支援部長として“イクメン企業同盟”“働く女性応援隊ひろしま”を結成。ヒトにかかわる仕事ができる非常に幸せで充実した県庁生活でした。

◆公益財団法人広島県男女共同参画財団での業務について教えてください。

当財団は人づくりのための研修を 25 年前から実施しています。「女性のエンパワメント」「男女で協働するダイバーシティ」「男女の発想でイノベーション」をキーワードに、地域・職場・家庭の場において男女がともに活躍できるよう、支援しています。具体的には、地域リーダーを養成するエソール大学、働く女性を対象とした就業継続研修、女性の活躍促進を企業の経営戦略として取組を促進する企業向けの研修、企業からの研修受託による出前講座、相談機能やメンタルサポーター講座などは当財団の肝となる事業です。

◆女性の活躍の場が広がってきていますね。

今後は特に講師業にチカラを注ぎたいと思っています。たとえば「今なぜ女性活躍促進か」「経営戦略としての女性活躍の取組」「ワークライフバランスの進め方」「キャリアライフデザイン」「医療介護連携や健康づくり」「男女共同参画社会」「セクハラ・パワハラ」「労働保険、社会保険」など…。昨年秋、ワークライフバランス認定コンサルタント資格をとったところですが、今後はさらに他の資格にもチャレンジしたいと思っています。女性福祉の観点で女性の自立とキャリア形成や家族を支援することにより、男女ともに自己実現できる社会づくりに力を尽くしたいので、オファーしていただけると嬉しいです。



社会福祉士のお勧め映画

「オリバーツイスト」 2006年日本公開

監督 ロマン・ポランスキー

出演 バーニー・クラーク、ベン・キングスレー

19世紀、新救貧法が出来た頃のイギリスの貧民院が舞台。そこで育つ孤児少年の人生物語です。「劣等処遇の原則」の具体的な内容が映像化されています。無能貧民と決定される裁判の場面、劣悪な環境の労役場で重労働を科せられる場面などを見ることが出来ます。例えるならば、社会福祉士に必要な重要語句の映像解説版です。単に歴史年表を覚えておくより、映像を見ることで「イメージと全く違っていた」と新たな発見と学びを得られると思います。(い)



社会福祉士お勧め映画は、これから受験する人、そしてすでに実践現場にいる人など、福祉について再認識できるお勧めの映画をご紹介します。この映画は会福祉士受験生時代、学校教員に「理解に役立つ映画」と勧められたものです。結局資格取得後DVDで鑑賞。「もっと早く観ておけば良かった」と少し後悔したものです。会員の皆さまもお勧め映画がありましたら、広報委員会に一声おかけください！（連絡は事務局まで）

広報委員お勧めのすぽっと in 広島

～ TOHO BEADS STYLE ガラスの里 ～



広島市安佐北区大林2丁目 12-55
TEL (082) 818-0414 (代)

ご存知の方も多い、手創り感満載のガラスのテーマパークです。入園料無料(一部有料施設あり)、駐車場無料で、見学、買物、体験あり、幅広い世代で楽しめます。小さなビーズから大きな工芸品まで見ていて飽きません。特に小さなガラス製品に女子はテンション上がります！いちばん感心したのが、施設内いたる所にある気配りです。私が訪れた休日には混雑を想定してか、角ごとに立つ方がスムーズに駐車場に誘導してくれました。体験コーナーには、わかりや

すい案内があちこちに貼りだされ、係の方も快く対応してくれました。場内はゴミひとつなく整理整頓されています。ニッポンのおもてなしの心と製造業の心意気がミックスしたような・・・お友達やファミリーで訪れてみてはいかがでしょうか。(さ)



県外出身の私が、広島のお勧めスポットとしてまず思い浮かんだのはこの場所。世代を超えて楽しい思い出を作ることができます。対人援助が仕事の私たち、人に楽しんでもらうには？なにをしたら喜ぶかな？と相手の立場になって考えることができる場所です。皆さまのお勧めスポットはどこですか？こちらもお待ちしています。



2015年度第1回通常総会開催について

先日2015年度の役員立候補者が決定いたしました。公益社団法人となり2期目と迎えます。下記日程にて総会を開催いたしますので、ご出席くださるようお願いいたします。

◇日時 2015年5月31日(日) 13:00~15:30

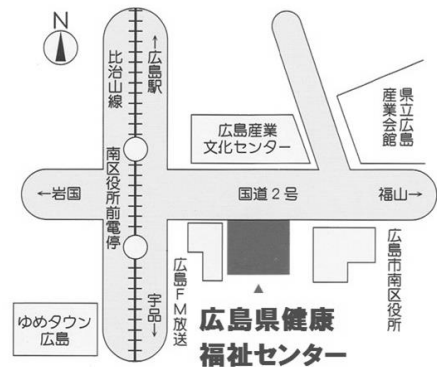
13:00~14:00	総会 役員を選任 報告 2014年度収支決算報告、事業報告 議案 2015年度収支予算、事業計画
14:00~14:30	休憩
14:30~15:30	公開講座

◇場所 広島県健康福祉センター 8階大研修室

(広島市南区皆実町1丁目6-29)

広島駅から～路面電車(所要時間約20分)
 広島電鉄5号線(比治山下経由広島港行)南区役所前電停下車
 広島バスセンターから～バス(所要時間約30分)
 広島電鉄バス7号線(仁保・向洋行)皆実町一丁目下車
 広島バス23号(横県)線 比治山橋若しくは皆実町一丁目下車

なお、詳細については5月以降、資料および出欠確認票を発送いたしますのでご確認ください。



広告記事

ケアマネジャー 社員募集!

広島県知事認定ケアマネマイスター広島にいる会社です。

「広島市女性創業支援事業」の認定を受けています。



独立型居宅

- 公正中立なケアマネジメントが行えます

研修会参加

- 日本ケアマネジメント学会、広島県介護支援専門員協会の研修など各種の研修に参加できます(会社負担)

資格

- 介護支援専門員(未経験者も歓迎です)
- 社会福祉士 または 精神保健福祉士
- 自動車普通免許

給与

- 200,000円~210,000円
- 賞与有
- 通勤手当有

時間

- 8:30~17:30(相談に応じます)
- 休日 土日祝日

勤務地

- 広島市西区井口台
- 地域に密着した仕事なので転勤はありません

お気軽にお電話か
メールを!

(有)GRACE AGE 井口台介護ステーション 指定事業所番号3470205521
 〒733-0844 広島市西区井口台1丁目12-29-102号 Tel270-1028 Fax270-1027 info@graceage.com担当 岸川

研修&イベント情報

医療・保健・福祉関係者のための成年後見制度活用講座

成年後見制度、理解しよう！ ～やっぱり基礎が大事～

日 時	1日目基礎編	広島会場	6月 7日(日)	10:00~16:00
	"	福山会場	6月28日(日)	"
	2日目応用編	広島会場	7月 5日(日)	"
	"	福山会場	7月19日(日)	"
場 所	広島会場・・・広島市内(受講票の発送にてお知らせします) 福山会場・・・福山すこやかセンター			
内 容	1日目基礎編・・・制度の理念、概要、かけはしとの違いを理解する。 2日目応用編・・・制度が必要かどうかの「見極め」 *両日とも講義、グループワーク、事例を使った検討、質疑応答あり			
定 員	広島会場・・・70名	福山会場・・・50名		
参加費	会 員 1回(1日) 3,000円(両日参加は6,000円) 非会員 " 4,000円(" 8,000円)			
主 催	独立型社会福祉士委員会、権利擁護センターぱあとなあひろしま			

障害者の差別解消と合理的配慮について学ぶ

日 時	6月13日(土) 14:00~16:00			
内 容	14:00~14:45 東支部全体会 東支部役員の紹介・承認等 15:00~16:30 勉強会			
講 師	若草園 生活支援員 金野 敬氏			
場 所	福山すこやかセンター			
定 員	30名			
参加費	500円			
主 催	東支部			

基礎研修 I

日 時	2015年7月~2016年2月			
場 所	広島市内会場			
内 容	基礎研修課程はI・II・IIIと3段階(3年間)をかけて社会福祉士実践の基礎を学び、専門性を高めるものです。認定社会福祉士制度の研修科目10単位として認定されます			
定 員	80名			
参加費	会 員 9,000円 非会員 17,000円 (教材費含む)			
主 催	広島県社会福祉士会			

編集後記



新芽の季節到来。

昔は新人職員だった私にも、徐々に後輩を指導する機会増えてきました。そこで毎日、何かの作業中ふと思い出す言葉があります。それは「手ぶらで歩いたらあかん。何か持って歩き。両手を上手く使って」という私へのアドバイス。アルバイト時代、要領の悪い私を見兼ねたお姉さんからでした。みなさんも心に響いた先輩の金言、ありませんか？私もあのお姉さんを目標として、「シンプルで具体的な教え方に長けた人」になれるよう日々勉強中です。(い)